
ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入 プロポーザル評価基準書

令和8年6月

ふじみ野市総合政策部広報広聴課

目 次

1. 基本方針	1
2. 優先交渉権者の候補者の選考方法	1
3. 技術点・価格点の配分	1
4. 技術点の採点方法	1
4.1 企画提案書の評価点	1
4.2 プレゼンテーション・デモンストレーションの評価点	2
4.3 機能要件の評価点	4
4.4 技術点	4
5. 価格点の採点方法	4
6. 総合評価点の算出	4

1. 基本方針

- (1) 最も優れた業務機能及び利便性向上を期待できる事業者を選定する。
- (2) 公平かつ客観的に選定する。

2. 優先交渉権者の候補者の選考方法

- (1) 公募型プロポーザル方式による企画提案で行う。
- (2) ふじみ野市に「ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、選定条件、評価点の算出方法を決定する。
- (3) 優先交渉権者の候補者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、技術点、価格点を順番に比較し、得点に差がついた時点で高得点者を候補者に決定する。
- (4) 次点の候補者も決定する。
- (5) 以下の条件を満たすことを前提とする。
 - ① 提案価格が「提案限度額」の範囲内であること。
 - ② 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
 - ③ 最低基準点は240点とし、提案者の得点が最低基準点を上回ること。

3. 技術点・価格点の配分

点数については、合計400点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

項目	評価項目	配点
技術点	企画提案書評価点	150 点
	プレゼンテーション・デモンストレーション評価点	100 点
	機能要件評価点	110 点
価格点	提案価格評価点	40 点
合計		400 点

4. 技術点の採点方法

4.1 企画提案書の評価点

企画提案書の評価にあたり、以下に記す採点と判断基準、評価対象事項と配点を設定し、評価を行う。仕様書の要求事項を満たしていない提案については評価対象外とし、企画提案書記載項目に

基づいた内容および説明について評価を実施する。なお、参加申込者が多数の場合、提出書類を基に書類選考を行い、あらかじめプレゼンテーション・デモンストレーションを行う者を選定する場合がある。

(1) 採点と判断基準

評価	採点	判断基準
◎	3 点	指定した提案内容・仕様・機能に創意工夫があり、効果的な内容である。
○	2 点	指定した提案内容・仕様・機能は平均的な内容である。
△	1 点	指定した提案内容・仕様・機能は乏しい内容で劣っている。
×	0 点	指定した提案内容・仕様・機能について記載がない。

(2) 評価対象事項と配点

評価対象事項	配点
1. 基本事項	15 点
2. プロジェクト管理	10 点
3. ユーザビリティ	50 点
4. 管理・運用機能	45 点
5. サポート・セキュリティ	25 点
6. その他提案事項	5 点
合計	150 点

4.2 プレゼンテーション・デモンストレーションの評価点

プレゼンテーション・デモンストレーションの評価にあたり、以下に記す採点と判断基準、評価対象事項と配点を設定し、評価を行う。

(1) プレゼンテーション・デモンストレーション配点内訳

得点配分は、以下のとおりとする。

項目	評価項目	配点
プレゼンテーション	企画提案書項目などの説明	30 点
デモンストレーション	利用者画面・機能 (企画提案書 3 章ユーザビリティ)	25 点
	職員画面・機能 (企画提案書 4 章管理・運用機能)	25 点
	その他(提案・機能)	20 点
合計		100 点

(2) プレゼンテーション評価

プレゼンテーションの評価にあたり、以下に記す採点と判断基準を設定し、評価を行う。な

お、プレゼンテーションは、事業者のプロジェクトマネージャを担当する者が行う。企画提案書を基にしたプレゼンテーションに対し、選考委員会メンバーが以下の判断基準により評価を行う。

① 採点と判断基準

評価の判断根拠については以下を基準とする。

企画提案書評価点の5分の1にプレゼンテーション評価係数の評価者平均を掛けて算出した数値を「プレゼンテーション評価点」とする。

評価	評価係数	判断基準
○	1.0	下記の基準を満たしていること。 ・提案書の内容についての説明が理解しやすく、提案書に沿った説明となっている。 ・質疑応答の対応は十分満足できる。 ・提案書の内容と異なる説明や矛盾した説明をしていない。 ・プロジェクトマネージャもしくは同等の者（業務を主体的に実施する者）が説明を実施している。
△	0.8	上記の基準を一部満たしていない。
×	0.6	上記の基準を著しく満たしていない。

(3) デモンストレーション評価

デモンストレーションの評価にあたり、以下に記す採点と判断基準を設定し、評価を行う。

① 採点と判断基準

デモンストレーション評価点（利用者・職員の画面及び機能）における判断根拠については、以下を基準とする。

評価	採点	判断基準
◎	25点	デモによる機能確認に仕様どおり確認できたもので、非常に分かりやすく・使いやすいもの また、質疑応答における要求事項にも確認ができたもの
○	15点	デモによる機能確認が仕様どおり確認できたもの
△	10点	デモによる機能確認で仕様と一部異なる、または機能を確認できないもの。

デモンストレーション評価のその他（提案・機能）における判断根拠については、以下を基準とする。

評価	採点	判断基準
◎	20点	提案・その他機能の利便性、操作のし易さ等において非常に使いやすく優れている。
○	12点	提案・その他機能の利便性、操作のし易さ等は標準的である。
△	8点	提案・その他機能の利便性、操作のし易さ等は使いにくい、分かりにくい。

4.3 機能要件の評価点

機能要件の評価にあたり、以下に記す採点と判断基準により評価を行う。業務仕様書全体を通して、「必須」機能に全て対応していれば（「×」がなければ）基礎点（40点）を付与する。

採点と判断基準

評価	採点	判断基準
○	3点	パッケージで対応しているもの。 （令和9年1月の稼働までに実装見込みのものを含む）。
□	2点	パッケージの代替機能もしくは無償カスタマイズで対応しているもの。なお、代替機能や前提条件については備考に具体的な対応方法を明記すること。
△	1点	有償カスタマイズ（オプション）で対応するもの。
×	0点	パッケージでは対応できないもの。もしくは要求仕様を著しく満たしていないもの。

※備考欄にカスタマイズ（オプション）費用を記入し、区分が「必須」であるものは、様式第11号別紙の提案価格書の該当項目の費用欄（または、その他経費欄）に金額を計上すること。また、区分が「任意」であるものは備考欄にカスタマイズ費用を記入し、提案価格書には計上しないこと。

4.4 技術点

技術点は企画提案書評価点とプレゼンテーション・デモンストレーション評価点、機能要件評価点を合算して算出する。

5. 価格点の採点方法

提案価格評価については、市が用意する計算式を用いて算出する。また、常識を逸脱した低提案価格の場合は、採点の対象としない場合もある。

なお、提案価格評価は、令和8年度から令和12年度までの運用を想定した初期構築費と保守・運用費を評価するものとする。

6. 総合評価点の算出

技術点及び価格点を合算し、総合評価点を算出する。

「総合評価点」		
=	「技術点」	+ 「価格点」

以上